

## 待ち時間が少ない「40歳代セット健診」のお知らせ

問一の宮保健センター 健康増進室 ☎ 22-5088

**40**歳代の国民健康保険に加入している人を対象にしたセット健診がお得に受診できます。  
予約制なので、少ない待ち時間で受けることができます。

### ●対象者

健診日に阿蘇市国保加入者で令和3年3月末までに40～49歳になる人。

※先着250人限定

### ●セット健診内容

▷特定健診 ▷胃がん検診 ▷肺がん検診  
▷大腸がん検診 ▷腹部超音波検診

### ●健診日・場所

6月21日(日) 午前 一の宮保健センター

6月22日(月) 午前 一の宮体育館

※どちらかの日程で受診してください。申込者多数の場合は希望に添えないことがあります。

### ●自己負担額 1,000円

※実際にかかる健診費用(約2万円)のうち市が9割以上を負担します。

### ●追加で受診できる検診

▷子宮頸がん検診 600円

▷乳がん検診

乳房超音波検診 400円

(令和2年度中に偶数年齢になる人が対象)

マンモグラフィ検診 800円

(令和2年度中に奇数年齢になる人が対象)

▷肝炎ウイルス検査 400円

(令和2年度中に41歳、46歳になる人は無料。既に受診済みの人は対象外)

### ●申込方法

スマートフォン等で右のQRコードを読み込んで、専用フォームに必要事項を入力してください。



### ●申込期間

4月6日(月) 午前9時～4月15日(水) 午後5時

### ●その他

・申込者には、5月下旬頃に健診セットを郵送します。

・健診当日は、お弁当(スマートミール)を準備します。



借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 \*完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料  
・初回30分超または2回目以降は30分3500円  
※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

広告

## 4月から「子育て世代包括支援センター」を開設しました

問一の宮保健センター 健康増進室 ☎ 22-5088

**妊**娠期から子育て期までの切れ目ないサポートを提供するため、4月から一の宮保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設しました。

保健師・管理栄養士・公認心理師などの専門職や関係機関のスタッフが子育てに関する不安や疑問にお答えします。お気軽にご相談ください。

### こんなときは相談してね!

- ・出産準備は何をすればいい?
- ・母乳は足りている? ミルクの適切な量は?
- ・赤ちゃんが泣いて、子育てが楽しくない。
- ・予防接種の受け方を知りたい。
- ・離乳食はいつから始めたらいい?
- ・発達が気になる。
- ・イライラして子どもにあたってしまう。



### 支援内容

#### ▷ 妊娠期

母子健康手帳交付(妊娠届)時に保健師と管理栄養士が面接を行い、妊娠に伴う心や身体、経済的な不安などのご相談に応じます。安心して出産・育児ができるように、状況に応じて利用できる制度等をご紹介します。

#### ▷ 出産後

出産して2カ月訪問までの間、体重の増え方や母乳の出方などが気になるときは、一の宮保健センターでの相談や家庭訪問などで一緒に成長の様子を確認しながら安心して子育てができるようサポートします。出産後2カ月頃を目安に、保健師がご自宅を訪問して体重測定や予防接種の説明、育児相談等を行います。

#### ▷ 子育て期

乳幼児健診や一の宮保健センターでの身長・体重測定・育児相談・栄養相談などを通して、お母さんの子育て状況に合わせたサポートを行います。



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート  
母子手帳アプリ「あそっこ」をご活用ください。

母子モ

検索

バーコードからダウンロード



## 養護老人ホーム あそ上寿園

健康上寿な施設をめざします  
心穏やかに暮らせる施設をめざします  
地域に根差した開かれた施設をめざします

アルコール学習会を園で開催しています。  
毎月第4土曜日14時~15時です。  
どなたでも自由にお越しください。  
(新型コロナウイルス感染症対策の関係上、  
来園前にお問い合わせ下さい。)

4月25日、5月23日、6月27日に開催予定です。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1  
電話:0967-32-5501

広告

入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

## 後期高齢者医療保険の保険料率と軽減内容が変わります

問 ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

**後** 期高齢者医療制度は、75歳以上の人を対象（75歳の誕生日から自動的に加入）です。  
65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある人は、市に申請し広域連合の認定を受け

た日から加入となります。  
保険料は被保険者一人ひとりが納めます。  
保険料率は熊本県内均一で令和2年度に見直されました。

### 保険料年額の算出方法

●変更点 均等割額 47,900円 → **50,600円** 所得割額 9.26% → **9.95%**

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料年額} \\ \hline \text{年額64万円} \\ \hline \text{が上限} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \mathbf{50,600\text{円}} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{総所得金額等} - \mathbf{33\text{万円}} \\ \hline \text{(基礎控除額)} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(所得割率)} \\ \hline \mathbf{9.95\%} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

### 所得が低い人の軽減

●変更点 5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部（以下のアンダーライン部分）

条件 【世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等】	軽減率 【保険料均等割額】
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	<b>7割</b> (変更前8割)
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	<b>7.75割</b> (変更前8.5割)
「基礎控除額(33万円)」+「 <b>28万5千円</b> ×世帯の被保険者数」を超えない世帯（ <b>対象者拡大</b> ）	<b>5割</b>
「基礎控除額(33万円)」+「 <b>52万円</b> ×世帯の被保険者数」を超えない世帯（ <b>対象者拡大</b> ）	<b>2割</b>

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。  
また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

### 後期高齢者医療保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料は、特別徴収または普通徴収により納めることになります。  
個々の条件により納付方法は異なりますのでご注意ください。

- 特別徴収** 年金から差し引いて納付する方法。年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金額の1/2を超えない人が対象
- 普通徴収** 特別徴収の対象者以外の方が、納付書または口座振替で納付する方法

## 蔵原区がコミュニティ助成事業でコミュニティセンターを新築

一般財団法人自治総合センターでは、地域社会の健全な発展を図ることを目的に、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ助成事業を行っています。

蔵原区では、宝くじの助成金を活用したコミュニティセンターを拠点として、地域の活動が一層活発になると期待されます。



## あん摩マッサージ・はりきゅう等施設利用券を交付しています

☎ ほけん課 国保・年金係、高齢者医療係 ☎ 22-3145

市では1回の施術に対し1,000円の助成が受けられる施設利用券を、国民健康保険被保険者には年間（4月から翌年3月まで）20枚、後期高齢者医療被保険者には年間10

枚交付しています。必要な人は保険証、印鑑を持参のうえ市役所ほけん課または各支所で申請してください。



### ●申請に必要なもの

▷保険証 ▷印鑑

### （代理人が申請する場合）

▷必要な人の保険証 ▷代理人の印鑑  
▷代理人の運転免許証など本人確認書類

※保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限することがあります。

※施設利用券は本人以外利用できません。（家族への譲渡も不可）

※紛失した場合は再発行できません。

## 「すまいの再建」支援策

申請期限 令和3年3月31日(水)

事業名	支援内容	問い合わせ先
リバースモーゲージ利子助成事業	利子相当分を一括助成	福祉課 ☎ 22-3167
自宅再建利子助成事業		
保証人不在被災者支援事業	一律10万円を助成	住環境課 ☎ 22-3169
公営住宅入居助成事業		
転居費用助成事業		
民間賃貸住宅入居支援助成事業	一律20万円を助成	

## 被災者生活再建支援金（加算支援金）

申請期限 令和3年5月13日(木)

支援内容 建設購入200万円、補修100万円、賃貸50万円を支給  
※単身世帯は、それぞれ4分の3の金額

☎ 福祉課 ☎ 22-3167

## 一部損壊世帯に対する義援金

申請期限 令和3年5月13日(木)

支援内容 一部損壊世帯に対する義援金10万円の配分

☎ 福祉課 ☎ 22-3167

## 災害復興住宅融資

申込期限 令和3年3月31日(水)

支援内容 建設資金、購入資金（新築住宅・中古住宅）、補修資金の融資

☎ 住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル） ☎ 0120-086-353

手続きの詳細、必要書類等については、各問い合わせ先へお尋ねください。  
まだ申請がお済でない人は早めに申請してください。

熊本地震「すまいの再建」支援策などの  
申請期限が延長されました